

令和8年度の「はり等施術受給者証」 「高齢者・障がい者タクシー券」を交付します

令和8年4月1日(水)から使用できる受給者証等を次のとおり交付します。

交付期間

令和8年3月31日(火)から令和9年3月31日(水)まで
※土日、祝日、年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

交付場所

お住まいの各総合支所地域振興課、市役所総合窓口課(吾妻町)、
福祉事務所福祉総務課(千々石町)

持参するもの

●はり等施術受給者証

利用者本人	「マイナンバーカード」や「運転免許証」などの本人が確認できるもの
代理人	利用者本人の「マイナンバーカード」や「運転免許証」などの本人から委任されたと確認できるもの

●タクシー券

利用者本人	①「マイナンバーカード」や「運転免許証」などの本人が確認できるもの ②印鑑 ※自署(サイン)できる人は不要
代理人	①利用者本人の「マイナンバーカード」や「運転免許証」などの本人から委任されたと確認できるもの ②印鑑 ※自署(サイン)できる人は不要

「身体障害者手帳(1～3級のみ)」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「更生医療受給者証(人工透析のみ)」、「特定疾病療養受療証(人工透析のみ)」、「特定医療費(指定難病)受給者証」、「運転経歴証明書(70歳以上のみ)」をお持ちの人は、必ず持参してください。

はり等施術受給者証について

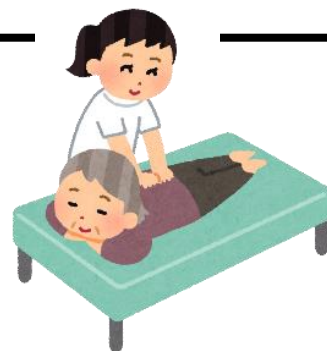
市が指定する施術院で、はり・きゅう・あん摩マッサージの施術費用の助成が受けられます。

○どんな人がもらえるの？

⇒雲仙市に住所を有する人です。

○助成内容は？

⇒施術1回につき700円(年36回)まで助成します。ただし、後期高齢者医療被保険者については、あん摩マッサージ施術のみが助成対象です。(長崎県後期高齢者医療広域連合から、はり・きゅう施術1回につき700円の助成があります。※月5回まで)



タクシー券については裏面をご覧ください

タクシー券について



○どんな人がもらえるの？

⇒雲仙市に住所を有し、かつ現に居住している人で下記の①～⑥いずれかに該当する人です。

交付対象者（本人）	助成内容	枚数
① 70歳以上の人	【3割引券】 タクシー料金の3割 （上限額800円）	72枚
② 身体障害者手帳3級所持者		
③ 療育手帳B1・B2所持者		
④ 精神障害者保健福祉手帳所持者		
⑤ 身体障害者手帳1・2級所持者	【800円券】 （タクシー料金が800円未満の場合はその金額）	72枚
⑥ 療育手帳A1・A2所持者		

追加など	①	a 70歳以上で「運転経歴証明書」をお持ちの人には【3割引券】を36枚追加します。
	②	b 人工透析を受けている人には【3割引券】を72枚追加します。
	③	
	④	c 特定医療費（指定難病）受給者には【3割引券】を36枚追加します。
	⑤	d 70歳以上で「運転経歴証明書」をお持ちの人は、 ≪【800円券】72枚≫ か ≪【3割引券】108枚≫ のどちらか選択になります。
	⑥	e 人工透析を受けている人には【800円券】を72枚追加します。 f 特定医療費（指定難病）受給者には【800円券】を36枚追加します。

※年度途中で対象になった人は、該当月から年度末の3月分までを月割りで受け取ることができます。

※a～fは重複して追加できません。

≪注意事項≫

交付されたご本人以外には使うことはできません。

他の人への譲り渡しはできません。

紛失による再交付はできません。

お問い合わせ

雲仙市福祉総務課

電話 0957-47-7871